破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２００号
神奈川県横須賀市小原台48番８号
破産者　今野　幸彦
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５０５号
新潟市東区石山５丁目１番１号　コーポラス純103号、前住所新潟市東区河渡本町１番８号　アーバナティ岡文101号
破産者　北島　輝夫
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２６号
新潟市中央区二葉町２丁目5166番地
破産者　伊藤　　晃
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５９号
富山市寺島132番地
破産者　浦田　律夫
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地110　県営住宅732号室
破産者　江川　博視
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７２号
静岡県島田市元島田9259番地の18
破産者　日置　守彦
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３７号
大分市大字片島135番地の２　ファミール吉原603
破産者　後藤　哲也
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３０号
福井県鯖江市桜町３丁目２番14号
破産者　捻木　利一
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
岐阜県美濃加茂市西町６丁目28番地　コーポ西町105、破産手続開始決定時の住所岐阜県美濃加茂市西町７丁目405番地　西町ハイツ103
破産者　猿渡　康彦
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２３号
宮崎県日南市油津４丁目８番25号
破産者　宮田　輝子
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３９０号
高知県香南市赤岡町757番地
破産者　澤田　太治
1　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
2　一般調査期日　平成26年６月10日午後２時
平成26年４月８日　　高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２５年（フ）第１００号
山口県柳井市柳井1262番地４市営住宅５棟204号、前住所山口県柳井市柳井1262番地４市営住宅５棟304号
破産者　徳万　洋行
1　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
2　一般調査期間　平成26年６月５日から平成26年６月12日まで
平成26年４月７日　山口地方裁判所周南支部

破産管財人変更

平成２５年（フ）第２１７号
静岡県掛川市家代の里１丁目９番地の１
破産者　袴田　憲吾
破産管財人　名倉　実徳が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　和光　　学
平成26年４月７日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２６９号
東京都江東区東陽６丁目２―27―214
破産者　金子栄基こと　金　　栄基
免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
平成26年４月７日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２６年（フ）第２６９号
東京都江東区東陽６丁目２―27―214
破産者　金子栄基こと　金　　栄基
審尋期日　平成26年７月８日午前10時30分
平成26年４月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２０号
東京都足立区島根４丁目24－２
破産者　菊田　利雄
審尋期日　平成26年７月８日午前11時
平成26年４月３日
東京地方裁判所民事第20部

船舶所有者等責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。
申立人又は受益債務者に対する制限債権（物の損害に関する債権）を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。

平成２６年（船）第１号
大韓民国ソウル市ジュング43ダドンギル　ハンウェイビル３階（3rd Fl, Hanway Bldg. 43 Dadong gil, Jung gu, Seoul 100―180, Korea）
申立人　ドンヤン　シッピング　カンパニー　リミテッド（Dongyoung Shipping Co., Ltd.）
1　責任制限手続開始決定の年月日時　平成26年４月４日午後１時
2　責任制限手続開始決定の主文　別紙１記載の船舶に係る別紙２記載の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
3　供託された金銭　５億0809万6479円
4　管理人　東京都千代田区紀尾井町３番29号　紀尾井ロイヤルハイツ501号　津留崎・小林法律事務所　弁護士　津留崎　裕